

令和4年度第1回

南国市農業委員会議事録

令和4年4月8日（金）

令和4年度第1回農業委員会議事録

日 時 令和4年4月8日（金） 午後1時30分～午後2時10分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 15名）

会長 武市 憲雄 第一副会長 高芝 澄生 第二副会長 中村 和雅
2番 池 正人 3番 田岡 崇 4番 山本 桂 6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄 11番 末政 隆一 12番 平田 修三 13番 濱田 好典
14番 鈴木 郁馬 15番 濱田 章孝 17番 松岡 清 18番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 3名）

5番 今井 まち 16番 垣内 育男 19番 植野 永子

出席者（農地利用最適化推進委員 10名）

1番 西本 良平 4番 笥 和幸 6番 門田 理博 7番 利岡 邦彦
8番 西岡 祐三 9番 山本 修平 11番 山北 泰司 13番 武内 俊暁
14番 浜田 勉 15番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 7名）

2番 岩原 英幸 3番 門田 俊一 5番 金田 善充 10番 北原 章吾
12番 杉本 和繁 16番 橋詰 昌明 17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

14番 鈴木 郁馬 15番 濱田 章孝

会長	それでは、第1回農業委員会定例総会を開催したいと思います。本日の欠席届が出ております。5番の今井委員さん。16番の垣内委員さん。19番の植野委員さん。推進委員さんは2番の岩原委員。3番の門田委員。5番の金田委員。10番の北原委員。12番の杉本委員。16番の橋詰委員。17番の井上委員。それと修平さんが遅れてくるそうです。本日の署名人ですが、14番の鈴木委員、15番濱田委員お二人お願いいたします。今日の現地確認ですが、22日金曜、1時に事務所に集合していただきたいと思います。農業委員では、11番の末政委員さんと12番の平田委員さん。よろしくお願いします。それと、推進委員は武内さん。よろしくお願いいたします。今日の議題につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件。農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっておりますので、ご審議をお願いいたします。それでは議案に入りたいと思います。農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年4月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田3,887.94㎡、畑0、計3,887.94㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号1号と2号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は74歳。申請地は、立田の田、1号が2筆で計196㎡、2号が2筆で計625.94㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は53年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、譲受人の子の自宅の隣で、取得後は子と一緒に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。1号と2号は以上です。 受付番号3号です。申請地は、三畠の田で、3,066㎡、売買による所有権移転で社会福祉法人が取得するというものです。法人は、農地所有適格法人以外は農地の取得ができませんが、社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人は、障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると思われます。譲受人からの申請事由書によると、現在、南国市と高知市で施設利用者の生産活動として、野菜、果樹などを作っていますが、大部分が借地のため、安定して農業経営ができるように農地を取得し、また利用者の工賃増加のためにも規模拡大したいということです。取得後は、トマト、ナスなどの野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないという

会長	ことです。以上 1 号から 3 号まで審議よろしくお願いします。 事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条権利移動許可申請について、農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付けて高知県知事へ送付してよろしいか審議を願います。令和 4 年 4 月 8 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数 3 件。申請受理面積、田 11,060.00 m²、畑 0、他 290.00 m²計 1,396.00 m²。事務局説明をお願いいたします。
穂積主事	はい。受付番号 1 号から説明します。別紙位置図は 2 ページです。申請地は岡豊町八幡の登記雑種地、現況畑の 290 m²、売買による所有権移転で個人住宅への転用です。申請者は現在賃貸住宅で生活していますが、現住居が手狭になったこと、津波の心配がないことなどから申請地を選定しています。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しない農地で、第 2 種農地に区分され立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙位置図 3 ページをお願いします。敷地は約 30 センチ嵩上げを行い配置は図の通りです。進入は西側農道から進入します。排水については、雨水は西側にある道路側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し、雨水同様西側道路側溝に放流します。地元から排水に問題ない旨の意見書、市の排水同意を得ております。周辺農地の状況についてですが、隣接農地から同意を取得しておりその他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については、開発許可見込みがあることを確認済み、また、進入路設置のための占用許可は申請中で許可見込みがあることを確認済みです。本件は以上です。 続きまして、受付番号 2 号です。別紙位置図は 4 ページです。申請地は岡豊町中島の登記田、現況畑の 740 m²。所有権の移転により、幼稚園の駐車場への転用です。譲受人は申請地の隣で保育事業を営んでおりますが、園児、職員数に対し、現在の駐車スペースが少なく、駐車場不足を改善するために申請に至っております。立地基準については第 1 種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号の既存施設の拡張に該当するため立地基準を満たします。既存施設の拡張というのが、もともとある施設の 2 分の 1 までであれば第 1 種農地であっても立地基準を満たすというものです。続きまして、土地利用計画の説明に移ります。別紙 5 ページをお願いします。こちらの図面が幼稚園を含めた図面で斜線部分が申請地です。幼稚園には現在 112 台の駐車場、内バ

会長 穂積主事	リアフリーのものが3台あります。園児及び学童は294人、職員は64名となっており、送迎が混雑する時間帯やイベント時には混雑を招きます。このため、申請地に新たに38台分の駐車スペースを構える計画です。続きまして別紙6ページをお願いします。申請地の拡大図面です。図のように駐車スペースを配置、造成はせず整地のみ行います。進入は西側市道から。排水は基本自然浸透させる計画ですが、オーバーフロー分は勾配をつけて南側用悪水路に排水する計画で、地元から排水に問題ない旨の意見書が提出されています。他法令については開発許可不要であることを確認済みです。本件は以上です。 続きまして、受付番号3号です。別紙位置図は7ページをお願いします。申請地は国分の田366㎡、使用貸借権を設定し個人住宅への転用です。なお、一体地として隣接する雑種地53.32㎡を利用します。申請地は長年耕作しておらず、かつ周囲が住宅地で両親の自宅が近いことから選定されています。立地基準については第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第1項第4号の集落の接続に該当するため立地基準を満たします。続きまして、土地利用計画の説明に移ります。別紙8ページをお願いします。先ほどもお伝えした通り、接道を確保するたため一体地として雑種地を利用します。配置については個人住宅、駐車場等を設置します。その他配置は図の通りです。約70センチ盛土をし、進入は北側市道からです。排水については汚水は下水道に排水、雨水は西側農道内にある排水管から南側水路に配水する計画で、地元から排水に問題ない旨の意見書が提出されています。周辺農地の状況については、隣接農地から同意をすべて取得、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については、開発許可見込みがあることを確認済みです。本件は以上です。 はい、事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。次に、議案第3号。農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年4月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数2件、申請受理面積、田9,946.00㎡、畑0㎡、計9,946.00㎡。事務局説明をお願いします。 はい。議案第3号です。議案書は8ページ、別紙は9ページです。受付番号1号と2号
-----------------------	---

	は関連する案件なのでまとめて説明します。受付番号1号は太陽光発電施設で転用許可、2号は1号を建設するための進入路及び資材置き場で一時転用の許可を得ております。今回の申請は、1号2号ともに工事計画期間の延長の申請です。では、これまでの経緯も含めて説明します。1号については令和2年12月24日に転用許可を得ていましたが、造成工事等の変更のため令和3年6月24日に変更申請があり高知県から承認を得ていましたが、その後、工事期間の調整や部材確保の遅れなどにより工事完成時期が遅延したため、今回の期間延長申請に至っております。2号についても、同時許可の1号の変更申請に伴い、令和3年7月6日に期間延長の申請があり高知県から承認を得ていましたが、1号同様さらなる工事遅延のため再度期間延長の申請に至っております。なお、今回の審議につきましても、別紙10ページをご覧くださいなのですが、こちらの意見書の第4から第6の項目について認められるか認められないかということを審議していただくこととなります。最後に繰り返しますが、事業計画の具体的な変更はないですが、期間延長だけで今回申請の方が出ておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。期間延長についてご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 ないようでございますが、先ほど事務局の方から説明がありましたように、変更申請の意見書をつけて、高知県知事に送付せねばなりません、意見書の内容で、先ほども言いましたように、4番から6番が認められるか。どうでしょう。
池委員	事業計画そのものは変わりはないがよね。要は部材が届かんかったき作れんがでしょ。結局コロナが悪いがやろ。
会長	コロナの関係かもしれん。
池委員	だって住宅らあもコンプレッサーとかも設置ができんっていうし。ずっと遅れたりしゅうき。そんで部材が届かんきよ。
会長	他にご意見ございませんか。
穂積主事	遅延の理由については先ほど池委員がおっしゃった通り部材の確保が遅れたため、なかなか以前のように仕入れることができなくなったそうで、出遅れているっていうことも一つの要因というふうに聞いております。
会長	はい。そんなことでございます。ご意見ございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございましたら意見書の4、5、6について、認められると判断し、高知県知事に意見書を送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第4号、南国市農用地利用集

藤田次長	積計画について、下記の通り申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか協議をお願いします。令和 4 年 4 月 8 日南国市農業委員会武市憲雄。まず初めに受付番号 19 号、池さんの案件でございますので退室をお願いします。 (池委員 退室) 事務局、19 号の説明をお願いします。 議案第 4 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。議案書の 16 ページの 19 号です。借人は、58 歳。申請地は、前浜の田で、6 年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 90kg を物納するというものです。以上、審議よろしく願いいたします。
会長	事務局の方から説明がありましたが、この件について、ご意見ご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。承認といたします。 (池委員入室)
藤田次長	それでは、事務局残りの説明をお願いします。 はい。11 ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。1 号です。資料は 2 ページです。申請地は、物部の田で、3 年の賃借権を設定するというものです。賃料は 10a あたり 9,600 円を口座振込するものです。 2 号です。資料は 3 ページです。申請地は、立田の田で、5 年の賃借権を設定するというものです。賃料は、10a あたり 8,000 円を口座振込するものです。 3 号です。資料は 4 ページになります。申請地は、植野の田で、5 年の賃借権を設定するというものです。賃料は、10a あたり 5,000 円を口座振込するものです。 4 号です。資料は 5 ページになります。申請地は、立田の田で、10 年の賃借権を設定するものです。賃料は、10a あたり 1 年目は 5,000 円を 2 年目からは 10,000 円を口座振込するものです。 5 号です。資料は 6 ページになります。申請地は、廿枝の田で、10 年の使用賃借権を設定するというものです。 6 号です。申請地は、廿枝の田で、10 年の使用賃借権を設定するというものです。以上が農地中間管理事業です。 次に 13 ページの 7 号から 9 号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は、一

般法人です。申請地は、篠原と片山の田で、それぞれ5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、7号は10aあたり米30kgを物納し、8号は10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払い、9号は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

10号です。借人は56歳。申請地は、十市の畑で、5年の賃借権を設定し、イチジクを作るというものです。耕作計画書によると、これから県の振興センターの指導を受けながら、イチジクを栽培し、安定した経営ができそうであれば、規模拡大していくとのこと

です。
賃料は2筆で15,000円を現金で支払うというものです。

11号です。借人は69歳。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定して、そばを作るというものです。賃料は10,000円を口座振込するというものです。

12号です。借人は54歳。申請地は、物部の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は5,000円を現金で支払うというものです。

13号です。借人は70歳。申請地は里改田の田で、1年の賃借権を設定してオクラを作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

14号です。借人は73歳。申請地は、伊達野の田で、10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は2筆で米60kgを物納するというものです。

次の15号と16号は借人が同じためまとめて説明します。借人は20歳で新規就農者です。申請地は、上野田の田で10年の賃借権を設定するというものです。耕作計画書によると、農業大学校で研修を終えて、これからハウスを借りてナスを作るということです。ハウスは将来的には買い取る予定ということです。賃料は、15号は3筆で10,000円を、16号は1筆で10,000円をそれぞれ現金で支払うというものです。

17号です。借人は27歳。申請地は、十市の畑で、10年の賃借権を設定してニラを作るというものです。賃料は10aあたり2,000円を現金で支払うというものです。

18号です。借人は80歳。申請地は、下末松の田畑で、3年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、4筆で10,615円を現金で支払うというものです。

次に20号から29号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は51歳。申請地は、十市の田で、それぞれ10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、20号から23号までと29号については、10aあたり米60kg相当の金額を現金または口座振込し、24号から28号までは10aあたり米60kgを物納するというものです。

次に30号から43号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は52歳。申請地は、十市の田で、それぞれ10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料

会長	は、10aあたり米60kgを物納するかまたは10aあたり米60kg相当の金額を現金または口座振込するというものです。 次に44号から64号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は48歳。申請地は、十市の田で、それぞれ5年から20年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金または口座振込するか、または10aあたり米60kgを物納するというものです。 以上、1号から64号まで、審議よろしく願いいたします。 はい。事務局より説明がございました。ご意見ございませんか。 (質問・意見無し) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。以上で議案に関する議案は終了いたしました。それ以外に資料で議案外の報告が入っていますので、お目通しを願いたいと思います。 (午後2時10分閉会)
-----------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成4年5月9日

会 長 市市嘉雄

議事録署名委員 濱田 章孝

議事録署名委員 鈴木 郁馬